

## 会 議 録

会議の名称	第1回上尾市総合計画審議会		
開催日時	令和6年8月7日(水) 10:00~11:35		
開催場所	市役所議会棟4階 第3委員会室		
議長(委員長・会長)氏名	上尾市総合計画審議会 会長 八木 規子		
出席者(委員)氏名	荒川 昌佑、斎藤 哲雄、平田 通子、前島 るり、猪野塚 将、大澤 サユリ、 小杉 道郎、酒井 憲司、酒井 剛志、土橋 康夫、三井田 晴宏、八木 規子		
欠席者(委員)氏名	小池 佑弥、今村 恵一郎、磐田 朋子		
事務局(庶務担当)	行政経営部長 池田 将寛、行政経営部次長 堀部 弘幸、 行政経営課長 本郷 美代子、行政経営課主査 沢辺 司 行政経営課主任 橋本 香菜子		
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果	
	1 開会 2 委員及び事務局紹介 3 会長及び副会長の選出について 4 第6次上尾市総合計画の諮問について 5 議 題 (1) 会議の公開について (2) 第6次上尾市総合計画後期基本計画策定方針等について (3) 基本構想の変更について (4) その他 6 閉会	報告・説明と質疑応答 答申については後日	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者	0人
会議資料	別紙のとおり		
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和6年 8 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">会長の署名 <u>八木 規子</u></p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 <u>荒川 昌佑</u></p>			

## 議 事 の 経 過

司会 (行政経営部次長)	<b>1 開会</b> 第1回上尾市総合計画審議会を開会いたします。次第に添って、進めさせていただきます。
各委員	<b>2 委員及び事務局紹介</b> 次第の2番目「委員及び事務局紹介」でございます。お手元の審議会委員名簿の順に自己紹介をお願いいたします。それでは、荒川委員さんからお願いいたします。  【委員 自己紹介】
司会 (行政経営部次長)	ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
事務局	【事務局 自己紹介】
司会 (行政経営部次長)	以上で、委員及び事務局の紹介を終了させていただきます。今後ともよろしくお願いたします。  それでは、議事を進めさせていただきます。 本日の会議は、委員の過半数の方のご出席をいただいておりますので、上尾市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、有効に成立していることをご報告いたします。
司会 (行政経営部次長)	<b>3 会長及び副会長の選出</b> 次に、次第の3番目「会長及び副会長の選出について」でございます。 審議会条例第4条第1項には「審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」と定められておりますが、いかがいたしましょうか。
三井田委員	事務局案をお願いしたい。
司会 (行政経営部次長)	それでは、事務局より会長及び副会長案を提案させていただきます。
事務局 (行政経営課長)	会長に、八木規子委員、副会長に、前島るり委員を提案させていただきます。
司会 (行政経営部次長)	事務局より提案がございましたが、いかがでしょうか。
各委員	(拍手や異議なしの声あり)
司会 (行政経営部次長)	特に、異議がないようですので、会長には、八木委員、副会長に前島委員と決定いたしました。恐れ入りますが、会長と副会長におかれましては、お席に移動をお願いいたします。  それでは、会長に就任のご挨拶をいただきたいと存じます。八木会長、よろしくお願いたします。

八木会長 司会 (行政経営部次長)	【会長 あいさつ】 ありがとうございました。続きまして、前島副会長よろしくお願ひいたします。
前島副会長	【副会長あいさつ】
司会 (行政経営部次長)	ありがとうございました。
	<p><b>4 第6次上尾市総合計画の諮問について</b></p> <p>それでは、次第にそつて、議事を進めさせていただきます。 これより、第6次上尾市総合計画の審議に関し、市長による当審議会への諮問を行います。畠山市長から、会長へ諮問書をお渡しします。</p>
畠山市長	【諮問書を会長へ手渡す】
八木会長	ただいま、畠山市長から第6次上尾市総合計画の諮問書を受理しました。今後、慎重に審議を重ねていきたいと思ひますので、皆様のご協力をお願いします。
司会 (行政経営部次長)	ここで、畠山市長におかれましては、公務により、退席とさせていただきます。
	それでは審議会の条例の規定によりまして、今後の進行につきましては、恐れ入りますが、八木会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。
	<p><b>5 議題</b></p> <p>それでは、議事の進行を務めさせていただきます。次第の5番、議題に入ります。はじめに議題の1「会議の公開について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
八木会長	それでは、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。
事務局 (沢辺主査)	<p>議題の説明に入ります前に、本日お手元にございます資料をお持ちいただいたものも含めて確認させていただきます。</p> <p>まず、事前送付して、本日お持ちいただいた資料一式でございます。こちらで資料を掲げながらお伝えしてまいります。</p> <p>まず会議の次第です。(A4 縦長1枚)</p> <p>次に資料1「審議会等の会議の公開に関する指針」(A4 縦長1枚)</p> <p>次に資料2「第6次上尾市総合計画後期基本計画策定方針」(A4 縦長3枚ホチキス留)</p> <p>次に右肩に別紙と書いてある「上尾市総合計画後期基本計画策定体制」(A4 縦長1枚)</p> <p>次に資料3「第6次総合計画後期基本計画策定スケジュール」(A4 横長)</p> <p>次に資料4「第6次上尾市総合計画改定案(基本構想)」(A4 横長1枚)</p> <p>次に資料5「上尾市都市計画マスタープラン2020第3章(基本構想)」(A4 横長3枚綴り)</p> <p>次に資料6「第2編基本構想」(A4 横長4枚両面)</p> <p>資料等よろしいでしょうか。</p> <p>お持ちいただいたものは以上でして、本日皆様の席にお配りした資料についてご案内いたします。</p> <p>まず、委員の皆様の名簿、そして席次表がございまして、次に資料4のカラー版で</p>

	<p>す。お持ちいただいたのは白黒版でして、カラーの方が、説明がわかりやすいという面がありましたので、カラーでお渡ししております。資料5についても同様です。</p> <p>そして、紙の資料ではございませんが、第6次総合計画の冊子をお配りしておりますので、今後会議の時は、お持ちいただければと思います。資料については以上です。</p> <p>それでは議題1、「会議の公開について」でございます。本審議会につきましては、資料1「審議会等の会議の公開に関する指針」に従いまして、審議会委員の皆様にご挨拶の上で、公開することとなります。よろしくお願いたします。</p>
八木会長	<p>事務局から説明がありましたけれども、何かご質問等はございますか。</p> <p>特に非公開にする理由もないので、原則公開ということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
八木会長	<p>それでは事務局に確認いたします。</p> <p>本日傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (沢辺主査)	<p>はい。本日傍聴者はおりません。</p>
八木会長	<p>では、傍聴者なしという報告がありましたので、会議を続行いたします。</p> <p>次に、議事の正確性を証するため、議事録に署名をお願いしたいと考えております。議事録署名人につきましては、出席委員の中から1名会長の私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
八木会長	<p>それでは、こちらの審議会名簿の番号1番から順番にということで今日は荒川委員をお願いいたします。</p>
荒川委員	<p>はい。</p>
八木会長	<p>それでは第6次総合計画後期基本計画策定方針について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (沢辺主査)	<p>それでは議題2について、ご説明いたします。資料の説明に入る前にお伝えいたします。これからお話する内容は議題としておりますが、初めてお集まりいただいたということもございますので、内容は総合計画策定に関する最初のオリエンテーションのような位置づけで事務局から説明をさせていただくものです。この議題に関しては、今からお話することについて何か議論をするものではないという前提でお聞きいただければと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、総合計画の歴史について少しご説明いたします。</p> <p>総合計画は、昭和44年に地方自治法が改正されて、市町村に策定が義務付けられたものでございます。基本構想と基本計画を合わせて、一般的に総合計画と呼んでおります。本市でも昭和46年度に10年間を計画期間とする上尾市総合計画を初めて策定いたしまして、以後10年ごとに総合計画を策定してまいりました。なお、国の地方主権改革のもとに、平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、現在では法令の規定を根拠とする総合計画の策定義務はなくなっておりますが、全国の多くの市町村と同じく、上尾市においても計画策定を継続しているところでござい</p>

ます。

それでは資料2をご覧くださいませでしょうか。資料2「第6次総合計画後期基本計画の策定方針」でございます。こちらの策定方針は全部で3ページございます。上から順に資料に沿ってご説明してまいります。まず1の後期基本計画策定の趣旨です。本市では、令和3年度に第6次上尾市総合計画を策定しまして、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を将来都市像に掲げて、その実現に向けて計画を進めてきたところでございます。現在進行中の前期基本計画は、令和7年度末をもって5年間の計画期間が終了するために、前期基本計画の課題等も踏まえて、令和8年度から始まる後期5年間の計画策定作業を今後進めていくものでございます。

続きまして2番、策定内容ですが、今後策定作業を進めることになる基本計画がどのようなものであるかということが短い文章ですが書かれております。

次に3番、策定の考え方ですが、後期基本計画策定にあたって踏まえておくべき方向性について、こちらに(1)(2)(3)で3点あげてございます。(1)最上位計画としての位置づけです。ここではまず大前提となりますが、総合計画は市の最上位計画であります。上尾市の様々な計画に影響を与えうるものということを念頭に置いて、計画策定を進めるようにということが書いてあります。次に(2)前期基本計画からの継続性です。基本構想という10年間の土台の部分の部分を踏まえて、現在進行中である前期計画5年間の状況を把握することが必要となります。現在の計画とこれから始まる後期計画の継続性を意識して作業に当たるようにということが書いてあります。次に(3)既存計画の見直し・新規施策の展開です。ただいま(2)で計画の継続性について触れましたが、後期計画の策定に当たりましては、前期から継続性を持たせると言いましても、前期計画と全く一緒というわけではなく、社会状況の変化を受けての見直しや新規施策の実施について、内容の追加や削除、書き換えを検討する場面が出てきます。その際には、AIをはじめとする新たな技術の活用等も視野に入れて、検討していこうということが書いてあります。

続いて4番、計画の構成と期間ですが、計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層からなっております。基本構想につきましては、2021年度(令和3年度)を初年度として、10か年を計画の期間として設定しています。その下に紐づく基本計画は、基本構想10年間の前期の5年と後期の5年に分けまして、計画期間を設定しております。3層目の実施計画につきましては、基本計画に掲げる施策を実現するための事業について毎年の予算編成と同時に策定する3か年実施計画として見直しを行うこととしております。

次に5番、策定体制には文章が書いてありますが、この文章で書いてあることを図式化したものが別紙とある資料ですので、そちらをご覧ください。

上尾市役所庁内の策定体制としまして、一番下に事務局その上に職員12名ほどで構成されるプロジェクトチーム、その上に各部の次長で構成される幹事会、さらにその上に副市長を委員長として、教育長、各部長で構成される策定委員会を設置し、総合計画の策定に向けた調査検討を行って、総合計画の原案を策定いたします。原案の策定にあたりましては、市民の意見を取り入れる場として、市民会議・若者会議を実施いたしまして、庁内プロジェクトチームと連携しながら検討を進めていく予定でございます。さらに諮問機関として市議会議員、有識者、各団体、組織等の代表者で構成される審議会がございませ。

続いて、資料2、6番のスケジュールです。今年度に入ってここまでに、庁内会議である幹事会と策定委員会を2回ずつ開催しまして、庁内プロジェクトチームも作業を開始したところでございます。資料3が2年分のスケジュールを示した表です。この審議会につきましては、市長以下、市役所内部で検討を重ねて、ある程度形にしたものをお諮りする場であるという性質上、次回以降の会議は検討がある程度進んだ12月以降に開催する予定でございます。今回を含めて全部で5回程度の会議開催を

<p>八木会長</p>	<p>予定しています。事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局より説明がございましたが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>【質疑応答なし】</p>
<p>八木会長</p>	<p>続きまして、「基本構想の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (沢辺主査)</p>	<p>これからお話する議題3の基本構想の変更については、現在の総合計画に記載されている前期5年後期5年の土台部分である10年間の基本構想についての説明となります。お手元の総合計画冊子を見ていただくと、今から議論の対象となる基本構想というのが、25ページから30ページまでです。それでは、本日お配りしたカラー版の資料4「第6次総合計画改定案」をご覧くださいませでしょうか。いきなり訂正で恐縮ですが、資料の上の方に(3)将来都市構造図とございますが、正しくは、将来都市構造図ではなくその「図」がない、将来都市構造が正しいので、この場で訂正させていただきます。それでは説明を続けます。こちら新旧対照表でして、資料左半分が新しい方、右部分が現行ということで、右のものを左に変更したいということに対比している資料でございます。具体的な変更内容ですが、将来都市構造図に土地利用の構想として、産業系土地利用検討ゾーンというものを新たに位置づけするということです。ページ下の方には新旧の凡例があり、この凡例の一覧を見比べていただくと新の方には、産業系土地利用検討ゾーンという赤い斜線の凡例が追加されており、その部分の変更点でございます。この度、都市計画マスタープランというまちづくりに関する市の計画において、同じ図を用いている場所があり、そちらが一部修正されることに伴いまして、この総合計画についても同じように部分的な変更を行うというものでございます。都市計画マスタープランの修正につきましては、上尾道路沿道、堤崎整備西部地区他における企業立地用地の創出に向けた土地利用転換を実現するために、埼玉県との協議も踏まえまして、本市の上位計画に該当する当該地区を明確にする必要が生じたため、総合計画の該当箇所を変更するものです。</p> <p>資料5をご覧ください。上尾市都市計画マスタープラン2020第3章、基本構想という資料です。直前に見ていただいた資料4の総合計画の新旧対照表と全く同じ内容であることが確認いただけると思います。この資料5の都市計画マスタープランに変更があったので、総合計画も同じような変更をしますという内容でございます。そして、今の変更の結果、現在の総合計画基本構想がどう変わるかというのが資料6、第2編基本構想でございます。冊子で該当のページを見ていただきまして、ほとんど同じですが、基本構想は全体が10ページに満たないボリュームのもので、資料下を見ていただくとページ番号がございます。29ページをご覧ください。今回ご提案する新たな図を入れるとこうなりますという資料です。基本構想の変更には市議会の議決が必要でございまして、本日審議いただいた部分の変更も同様でございます。事務局としては、本審議会の答申を受けてから、来月開催される9月議会に上程するスケジュールで考えておりまして、この変更の部分についてのみ、本日の会議で結論をまとめ、近日中に答申をいただきたいと考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>八木会長</p>	<p>事務局から一通り説明がありましたが、何かご質問はありますか。</p>
<p>大澤委員</p>	<p>産業系土地利用検討ゾーンというのであれば、ただ土地利用の区分という表記されているだけで、新旧では文言は一切変わっていないですが、その中で今後産業系土地利用検討ゾーンと位置づけるのであれば、文章の方も産業系土地利用検討ゾーンと入</p>

<p>八木会長</p>	<p>れたほうが分かりやすくなるのではないかと思います。具体的にはこの本文の部分の続きかどうか分かりませんが、「都市の骨格を形成する軸の配置、土地利用の区分といった」というところをこの図表にある産業系土地利用検討ゾーンと書いた方が、新旧変えるのであれば変えてしまったほうがいいのかなど。私の中で知見が足りないのですが、この言われている土地利用の区分というのと、産業系土地利用検討ゾーンの違いはなんでしょうか。</p> <p>まず、文言の修正は置いておいて、この土地利用のゾーニングが都市的土地利用ゾーンと田園保全・活用ゾーンがありますが、それに新たな産業系土地利用検討ゾーンが土地利用区分に加わったということでしょうか。</p>
<p>事務局 (本郷課長)</p>	<p>そもそも産業系土地利用検討ゾーンが何かお話するべきところでした。今回改めてここに打ち出したのは、赤い斜線の丸が何か所かだけにありますが、いわゆる国道沿いや主要な幹線道路沿いでかつ、市街化調整区域でまだ開発が進んでいないところにおいても土地利用の面で言うと、元々はあまり企業立地とか建物とかの建設もあまり進められていないところである一方、そもそも幹線道路であるポテンシャルを活かさないわけにはいかないでしょうという傾向が最近の流れでございます。特に上尾道路においては、高速道路の延伸も予定されておりますし、これからますますこの上尾道路は、物流や流通の方でも企業立地においても主要なところであると見込まれております。そこで、新たに今回産業系土地利用検討ゾーンとして、周辺は市街化調整区域特に農村地帯とかが郊外の地形としてあるのですが、その中でも幹線道路としての利便性と土地利用のさらなる可能性を高めるためにゾーニングをしましょうということで作られたものでございます。大澤委員のおっしゃった通りこれが新たに加わってきたのですが、そもそもこの今の凡例の下の四角でいうと黄色の都市的土地利用ゾーン、緑の田園保全活用ゾーンがこれまで2パターンだったのを新たに産業系土地利用検討ゾーンというのを追加するものでございますので、本文の2行目、「土地利用の区分といった」という部分は、この3種類のことを含めて土地利用の区分という解釈しております。</p>
<p>八木委員</p>	<p>ありがとうございました。そうしますと、大きなくくりとして土地利用の区分というのがあり、その内訳がこれまでは「都市的土地知用ゾーン」「田園保全・活用ゾーン」の2つだったのに加えて、3つめのゾーニングとして産業系土地利用検討ゾーンというのを加えるということになりますね。大澤委員いかがでしょうか。</p>
<p>大澤委員</p>	<p>検討なのかなど。この検討というのがどういうことなのか。</p>
<p>事務局 (本郷課長)</p>	<p>元々都市計画マスタープランの方で進められている話ですけれども、すでに例えば上尾道路沿道では、調整区域でありながら、幹線道路としての利便性を高めようと今話が進められております。市街化区域と違うのは、例えば地元の賛同（地権者がOK）ということですぐになれるわけではないです。県との協議や国との協議も必要になっておりますので、ここからは行政経営課の推測にはなりますが、土地利用ゾーンまで検討を外してしまうと、もうそれが決まったことという風に見えてしまうため、見込みがあるという風に向けて進めていくという意味での検討という言葉と解釈していただけたらと思います。</p>
<p>八木会長</p>	<p>地権者の同意だけでは決められず、県及び国との協議も必要となるということを含めての検討という言葉が入っているという理解でよろしいでしょうか。</p>

斎藤委員	それは農振の関係か。
事務局 (本郷課長)	上尾市内には農業を進めていく地域が農業振興地域ということで設定をされていますが、今回丸が付いている部分は、農業振興地域ではございません。
斎藤委員	違うのか。
事務局 (本郷課長)	はい。やはり市街化を抑制する地域の中でも、農業振興地域というのは、農業は少なくとも我々の生命にかかわることですので、維持していかなければならないということで、都市計画マスタープランにおいてもそのエリアを外した上で活用を見出そうとしているものでございます。
斎藤委員	ありがとうございました。縛りはものすごく多い。どのような形で解いていくかによってその土地の利用が活発になるかそれとも死んでしまうかが検討されるような気がしないでもないです。ですから、その辺を明確にしたいがための処置なのか、それとも先ほどの県や国というような段階を踏まえないとなかなかその縛りが解けない部分があるので、この計画に載せることによってスムーズにいくのかというところを目指しているのか教えていただくと非常にわかりやすいのかなというところですが、いかがでしょう。
事務局 (本郷課長)	斎藤委員の質問で言いますと、後者の方に当たります。先ほど縛りが多いという話で、地元がよくてもそう簡単には進まないという中で、県や国との協議が必要になりますという話をさせていただきました。一方、県や国はどのような目線で見ているのかと言いますと、いわゆるその地元の人だけでこの地域をこういう風にすると言っているのではなく、ちゃんと上尾市としてそういった考えを持っているのかという確認をしたいという意向が出ています。それで、どのように確認をするかというのがまさに総合計画や都市計画マスタープランにちゃんと将来の計画として位置づけられている、それを国や県としては、その協議を進めていく中で、上尾市としても備えておいてほしいというスタンスという風に言われております。
事務局 (堀部次長)	<p>少し補足をします。まず、ここの該当する上尾道路沿線の堤崎西部地区というところは、先ほどいったその検討するゾーンと元々位置づけてありました。その地元の話については、市ホームページにも掲載されておりますが、地元の協議会ができており、そこを開発する業者も公募で決まっていある程度その地元の合意やどう進めようということは着々と進んでいる段階です。一方で、一番大きく問題になるのがこの該当する部分が今は市街化調整区域というところなんです。その市街化調整区域、要するに開発を簡単にできないところをできるようにするために、市街化調整区域を市街化区域に変更する手続きが必要です。それでその権限は、市は持っていません。そこで協議をするにあたって、一番大きなハードルになるような市街化調整区域を市街化区域に変更する手続きをこれから県、国と進めていく中で、市として、そこはこういう風に位置づけているという意思表示も含めて、はっきりと最上位計画の総合計画に位置付けてある方が、より進みやすいという助言も県からいただいたということがありましたので、今回このような提案をさせていただいているところです。</p> <p>先ほど斎藤委員がおっしゃったように、市街化調整区域で農振ではないので、そのハードルはないですが、市街化調整区域を市街化区域にするというハードルが手続的には大きい部分かと思っています。</p>

齋藤委員	<p>ありがとうございました。要するに、県や国はこの総合計画の中に載っているか載っていないかによって判断をするというようなこともあると思います。ですからそれをするために、これを加えるというような解釈でよろしいのか。</p>
事務局 (堀部次長)	<p>実際には、都市計画課が県と進めています、県の考えの中では、おそらくこの事業を滞りなく実現するためにはその最上位計画の中にも位置付けてある方が、よりちゃんと進みますよねというような助言をいただいたと聞いております。</p>
齋藤委員	<p>ということは、上尾市がどのような方針で進めているかをアピールするということなども含めてということでしょうか。</p>
事務局 (堀部次長)	<p>はい。そのような理解でいいと思います。繰り返しになりますが、市の最上位計画ですので、なおかつ上尾市においては、それが議会の承認をいただいている総合計画になっていますので、そこに入っていることが、すなわち上尾市としての意思表示という風に見られるということだと思います。</p>
齋藤委員	<p>ありがとうございました。</p>
八木会長	<p>よろしいでしょうか。はい、平田委員どうぞ。</p>
平田委員	<p>上尾道路の横の堤崎の地域というのはわかるのですが、原市地区の3つに分かれていて、なぜ急にあの地区まで出てくるのかももう少し細かくどの部分なのか図面が欲しいのですが、理由とどこの場所かを教えてほしい。</p>
事務局 (堀部次長)	<p>図面の右側のほうですが右下の方になります。原市というところがありますが、そこに今回網掛けするのが3か所ございます。</p> <p>まず、ここが全く今まで議論が何もなく突然ここに現れたというわけではありません。総合計画と一緒に歩調を合わせながらやっている都市計画マスタープランというのがありまして、この中には、堤崎西部や原市地区の3か所は違う図面の中にはすでに方針として入っています。そのため、すでにそこは意思決定されていて、それがこちらの図面にも落とし込まれたというイメージで、全く今までゼロだったのをここで何か議論をして新しく位置づけた話ではないというのが前提になります。</p> <p>その上で、具体的に場所がどこかについては、お手元にある資料だとわかりづらいですが、国道16号大宮バイパスと書いてあるところがあります。さいたま市の境ですが、これは16号大宮方面、ロジャース方面に行ってください、右側にクロネコヤマトの物流倉庫のある周辺のイメージになります。もう一つはさいたま栗橋線、久喜方面に行くところで、これは伊奈との境のところで、物流系の倉庫などが少しある一帯です。もう一つ左側の小さい方です。新都市交通ニューシャトルの辺りのさいたま市の境ですが、むさしのグランドホテルの少し市境寄り、大正製薬寄りの一帯となっています。この辺は、先ほど凡例で示しているとおり、産業系土地利用検討ゾーンという位置づけのため、何か大規模な開発をしたいといった場合は、エリアを決めて個別でやっていきましょう、そういうエリアですという風に位置づけているというイメージでございます。</p> <p>長くなりましたが、まず1つは今回新たにやることによって初めて位置づけられたという話ではなくて元々位置づけられているという話と、場所については、先ほど言ったような場所で、今回堤崎のほうをやるにあたっては、同じような位置づけのエリアですから、こちら側も同じように地図上に落とさせてさせていただいたということです。ご理解いただけますでしょうか。</p>

八木会長	<p>基本構想の変更についてご議論いただいておりますが、まず、大澤委員からご質問の土地利用の件ですが、これは3つ目に新たに産業系土地利用検討ゾーンが加わったということで、本文のほうは、土地利用の区分というのはそのままよろしゅうございますか。続いて斎藤委員からのご質問については、なぜ基本構想のところでこれをやるのかということになると、県・国に向けての市としての意思表示が必要だと。最後に平田委員のほうから特にこの原市地区の3か所ですけれども、これはすでに都市計画マスタープランの方には記載があったということで、これで今の基本構想でいきなり出てきたわけではない、3か所についてはそれぞれ場所の説明がありました。その他、この基本構想の変更について、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。</p>
荒川委員	<p>意見ですがよろしいでしょうか。実は昨日都市計画審議会で侃侃諤諤し、都市計画審議会が終わってから整理して思ったことがあります、4か所それぞれ都市計画課としては、特別今すぐに用途地域の変更をする等は考えていなく、今事務局からあったように、あるいは戦略的な話で、ゾーンと位置付けるという話が同じようがありました。土地の活用というのは、つまりは何かというと市にとっては、開発されて倉庫が建つなり何か建つと固定資産税という形で入ってくるわけではあります、実はさいたま栗橋線のところの網掛けの特別用途地域で森林の部分があって、開発されて、周辺が賑やかになって固定資産税も増えるかもしれませんが、緑を失ってしまう。緑というのを最大限残していくというのは将来の子どもたちにとって必要なことだと思いますので、都市計画審議会も含め、総合計画審議会でも注意してやっていきたいなと私は思っております。</p>
八木会長	<p>ただいまはご意見ということで承らせていただくということで。</p>
小杉委員	<p>資料4、資料5と冊子の方の関係で、資料4でしたら同じ29ページに図が載ってまして、その中に加えられますよという意味だと思いますけども、資料5につきましては、32ページくらいです。冊子との関係がよくわからず、新しくこれを作り直すということでしょうか。</p>
事務局 (沢辺主査)	<p>お答えします。まず資料4が、この総合計画の冊子とおっしゃる通り総合計画の冊子と対応しているもので、冊子の29ページのことについて、右側の旧を左側の新に変えたいということの説明するための資料です。資料5は資料4と似ていますが、こちらは今回の話の起点となりました都市計画マスタープランの新旧を示してまして、マスタープランと総合計画も同じ図を使っていて、同じように変えることを説明するために、この資料4と5を用意したところでございます。</p>
三井田委員	<p>今のマスタープランの資料5ですが、第3章の下の将来都市構造の造が抜けてそうですね。</p>
事務局	<p>単純に誤りです。修正します。</p>
八木会長	<p>その他で何かご質問はございますか。</p>
前島副会長	<p>単純な質問ですが、議会にかけるということで、大きな変更があったので今日はこれを優先しましたが、資料6の中の文言などで気になったことは次回でも意見が言えるということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>今回ここまでご確認いただいて恐縮ですが、あくまでも先ほどの質問の中にもあり</p>

(本郷課長)	<p>ました基本構想についてという中でも、この部分だけ先に議会の方に変更を上げさせていただいて、それ以外の部分で、前期計画を見直した段階で基本構想も修正する必要があるのではという点につきましては、これからの審議の中で皆さんに検討いただいて、それでまた答申し、また議会にかけるという手続きを踏む予定でございます。</p>
前島副会長	<p>この中で気になる文言があった場合は、次の議論のところでお話できるということによろしいですね。</p>
八木会長	<p>基本構想の他の部分につきましては、これからの審議で議論していくということで承知しました。それでは、審議は以上とさせていただきます。最初の事務局の説明の中で、近日中に基本構想の変更に関する答申が必要だということがございますので、この基本構想の変更内容を今ご議論いただいた中で、適切であるという判断をしたということで、答申は基本的に原案のとおり出すということによろしいでしょうか。</p>
平田委員	<p>すみません。事前によく伺っておけばよかったです、白黒でよくわからなかった。今日カラーでご説明いただいて、その意味が分かったのですが、今ここで自分として賛成できるのか反対なのかということをお自身は判断しかねる。もう少し熟考させていただきたい。本当に必要であろうことはわかるが、本当にこれが市民にとって大丈夫なのかというところで不安がありますので、お自身は賛成という形では意思表示できないなと思います。</p>
事務局 (堀部次長)	<p>ご意見ありがとうございます。そうしますと、今平田委員からのお話のとおり、今この場で自分が賛成か反対かは難しいというお話だったと思いますが、例えばですけれども何日か時間を取らせていただいて、賛成かご意見があるか等、何かそういうものを委員の方から出していただく時間が少しあればということで受け止めてよろしいですか。</p>
平田委員	<p>はい。</p>
荒川委員	<p>8月中に出さなければいけないのか。</p>
事務局 (堀部次長)	<p>一応手続き上の話になりますが、都市計画部門の都市計画審議会があつておそらくそちらでも答申を8月中くらいに答申をもらう予定だと聞いています。この総合計画審議会も同じようにしたいと思っております、今日書類上、諮問をさせていただいて、それに対するその基本構想部分については、答申という形でもらおうと思っております。それが今日ではなくて、少し時間が後ですからその間に例えば少し考えて話があれば、事務局にご意見いただいて、それを会長副会長にご相談差し上げながら、どういう形で答申するかを決めていく形になるかなと思いますので、そういう形で進めたいと思います。この場で意思表示できない方もいらっしゃる、後でまた委員の皆様にご連絡差し上げますが、今この場で他に何かご意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
前島副会長	<p>平田委員さんがおっしゃったことが、確かにその通りだと思うので、それによろしいのですが、賛否が分かれた場合どういう判断をなさるのかを教えてください。1人嫌という方がいた場合どのような判断をなさるのか。</p>
事務局 (堀部次長)	<p>審議会としての意見ですから、おそらく最終的には、多数決が多分一般的だと思いますが、賛否が分かれた場合の意思決定の仕方は決まっています。</p>

	<p>その決め方についても含めて、多分この中で決めていくのだと思いますが、一般的には、賛成と反対で反対の方が少数であれば、一般的にはその審議会としては、良という形で出すのがおそらく一般的だと思います。ただそれは結果を踏まえた上でそれでも意見を聞いた上でもう1回賛否を取るやり方もあると思いますが、その意思決定の仕方についても含めて、審議会で決める話だと思います。ですので、この後はまたお集まりいただく時間はないと思うのですが、メールや電話等のやりとりの中で、いつまでにと時間を決めさせていただいて、ご意見賛否聞き、その上で会長副会長に審議会としての賛否決め方も含めてご相談差し上げながら、まず、会長副会長と事務局で決めて、ご了承いただけるかを皆さんに最終的にフィードバックする形かと思えますので、そのような進め方でよろしいでしょうか。</p>
<p>荒川委員</p>	<p>9月議会の議案で上がってくると聞いたがそれまでにやらなきゃいけないのか。それは皆さんすごく大変だと思う。この資料3の12月の次の現行計画課題整理等そこで揉むとかでは駄目なのか。9月の市議会までにこれを開かなきゃいけないのか。そこまでに賛否を決められるのか。</p>
<p>事務局 (堀部次長)</p>	<p>スケジュールも含めてご説明差し上げます。まず、都市計画側が先ほど言ったように県と国と調整する中で、9月の段階では、市の最上位計画にも載っているのが、決まって、そこから市街化調整の話等を進めていくというその後ろから切っていったときに、9月議会というスケジュールを組んだというのが1つです。</p> <p>その上で、今回9月議会にかけなければいけない部分というのは、あくまでも先ほど言ったこの図面の網掛けを入れる修正の部分だけで、基本構想部分なので、上尾市議会の承認が必要と条例になっていますので、そこだけについては、9月議会で議会の承認をいただきたいというのが、我々と都市計画部門との考えでスケジュールを組んだところです。そのため、皆様には長期間にわたってご議論いただきますが、あくまでも今、ご意見いただきたいのは、先ほど言った網掛けの部分の検討ゾーンを入れる修正で、議会の承認が必要ですので、逆算していったときに9月議会までにやりたいというのが都市計画部門とのスケジュール感です。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>ここで止めるべきものなのかどうなのかと思います。時間かけるべきものではないと私は思いますけど。</p>
<p>前島副会長</p>	<p>それも含めて、皆様に聞いて集計することになりますよね。</p>
<p>事務局 (堀部次長)</p>	<p>場合によっては、都市計画部門でないと細かい部分はお答えできないものもあるかと思いますが、調整いたします。繰り返しになりますが、今言ったようなスケジュール感でまずは進めさせていただきたいので、いつまでに意思表示をお願いしますということで皆さんにご連絡します。その上で出た結果を会長副会長にご相談差し上げながら、決定の仕方も含めてご相談して、最終的な結果を皆さんにフィードバックするやり方でやらせていただきたいと思います。</p>
<p>八木会長</p>	<p>整理いたしますと、この場では答申の手続きに入ることはしません。ただし、いつまでにとということや多数決でいいか決まっていなかったことだったので、それらも含めて調整して、今のお話と都市計画課さんのお話も聞かないとわからないところがあるようなので、そこは事務局の方で調整いただいた上でお戻しください。それで改めて委員の皆様にもう一度いつまでにとということで意見を賜りたいというお話を差し上げますということでもよろしいでしょうか。</p>

各委員	はい。
土橋委員	今日のところは基本的なことが分かっていないので、もう1回勉強しないとイケない。諮問委員会というのが、答申を出す、諮問するというのは、必ず1つの意思として、諮問しなければいけないものなのではないでしょうか。両論併記ではいけないのか。議会は結論を出さなければいけないから議決しなきゃいけないと思いますが、この審議会というのは、要するに「こういう意見が出た」、「あるいはこれが出たけれども結果的には全部このようにまとまりました」とある意味で自由でいいのかなと思ったのですが。
事務局 (堀部次長)	答申の仕方は色々あると思ひまして、例えばですが、付帯意見を付けて出すようなことも過去には確かあったと思ひますので、委員さんのおっしゃる通り、多数決で決めてという書き方じゃないということも当然ありますので、出てきたご意見を踏まえた上で、会長副会長とご相談しながら決めていきたいと思ひます。
八木会長	土橋委員ご意見ありがとうございました。非常にこういう豊かな議論があったということは、できれば何らかの形で記録なり残せるほうが皆様にお集まりいただいた意味があると思ひますので、事務局で素案をおつくりいただいと申ひます。3番目の議題については、継続ということにさせていただきますと申ひまして、続きまして4番のその他について事務局から何かその他はありますか。
事務局	ございません。
八木会長	ご用意いただいた議題等は全て済みましたが、他に何かご質問など言っておきたいことはありますか。 それでは以上を持ちまして、本日の議事を終了いたします。 進行を事務局にお返しします。
司会 (堀部次長)	それでは最後に前島副会長から閉会のご挨拶を賜りたいと思ひます。
前島副会長	<b>【副会長あいさつ】</b>
	以上